

選挙第 8 号

京都地方税機構議会議員の選挙について

京都地方税機構議会議員の本市選出議員 1 人を選挙するものとする。

平成 27 年 8 月 10 日提出

向日市議会議長

〈参 考〉

◎京都地方税機構規約（抜粋）

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、構成団体の議会において、当該構成団体の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の規定により選挙する広域連合議員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

（1） 京都府議会議員 6人

（2） 宇治市議会議員 2人

（3） 前号に規定する市以外の各市町村の議会議員 1人

3 第1項の選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。